

社会福祉法人つるまい福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つるまい福社会（以下「当法人」という。）定款第9条、第23条及び社会福祉法人つるまい福社会評議員選任解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務実態に応じて、次のとおり報酬等を支給することができる。

(1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は、支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人つるまい福社会旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による区分に応じて定める時期とする。

(1) 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(2) 前項の他、法人及び施設業務のための出勤については、当該出勤月の月末に出勤日数を合算して支払うことができる。

(3) 前項の場合において、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(4) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年 6月23日より施行する。

2 平成29年 4月1日施行「社会福祉法人つるまい福社会 役員報酬規程」は廃止する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(2) 理事

	日 額
理事会への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円